

東京都北区環境リーダー登録制度実施要領

令和3年10月25日

3北環環第2397号生活環境部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、地域における環境保全活動を実践し持続可能な社会を担う、東京都北区環境リーダー（以下「環境リーダー」という。）の登録に関し必要な事項を定め、北区の環境教育の充実に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第2条 環境リーダーは、次の活動を行う。

- (1) 環境教育に関する活動
- (2) 緑化や花壇整備などを通じた、環境づくりに関する活動
- (3) 学校ビオトープに関する活動
- (4) 環境調査に関する活動
- (5) 環境学習施設で行われる講座・イベント補助等
- (6) その他区長が適当と認める活動

(登録要件)

第3条 次の各号に掲げる要件を満たす者は、環境リーダーの登録申請をすることができる。

- (1) 原則、区内に在住または在勤、在学するおおむね18歳以上の者
- (2) 環境リーダー養成講座スタンダードコースAおよびBを修了した者
- (3) 前条に規定する活動が可能なる者
- (4) その他区長が特に必要と認める者

(申請及び登録)

第4条 前条に定める者は、「東京都北区環境リーダー登録申請書」（第1号様式）により、区に申請することができる。

2 区は、前項の規定により申請した者を環境リーダーとして適当と認めた場合には、環境リーダー登録者名簿に登録し、「東京都北区環境リーダー登録決定通知書」（第2号様式）を交付するものとする。

(登録期間)

第5条 環境リーダーの登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。年度途中の申請の場合は、登録した日からその日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、登録期間満了の日から2か月前（期間満了の日まで2か月に満たない場合は3月31日）までに、辞退の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（登録取消）

第6条 区は、環境リーダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 環境リーダーの信用を著しく損なった場合
- (2) 虚偽その他の不正の手段により登録を受けたことが判明した場合
- (3) 登録の辞退の申出があった場合
- (4) その他区長が登録取消の必要があると認める場合

（活動の報告）

第7条 環境リーダーは当該年度終了後1か月以内に、実施した活動内容を「東京都北区環境リーダー活動報告書」（第3号様式）により区に報告しなければならない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則（令和3年10月25日部長決裁3北環環第2397号）

この要領は、令和3年11月1日から施行する。